

第二十一條 支部ハ其ノ支部員ニ對シテ其ノ支部員ノ名簿ヲ維持シ且チ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第二十二條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第二十三條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第二十四條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第六章 支部員

第二十五條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第七章 支部員

第二十六條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第八章 支部員

第二十七條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第九章 支部員

第二十八條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

第二十九條 支部員ハ其ノ支部員ノ名簿ヲ支部員ニ對シテ提出スルコトヲ得

トス

第八章 罰則

第三十條 黨員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ執行委員會又ハ大會ニ於テ除名スルコトヲ得

一 黨員ノ主義綱領ニ違背シタル者

二 黨員ノ面目ヲ毀創シタル者

三 黨員ノ統制ヲ亂シタル者

前條ノ規定ハ支部ニモ準用ス

第三十一條 第九條 附則

第九條 附則

第三十二條 黨員ノ綱領及規約ハ大會代議員三分ノ二以上ノ贊成ヲ得ルニ非ザレバ變更加除スルコトヲ得ズ

得ルニ非ザレバ變更加除スルコトヲ得ズ